

浜松市武術太極拳連盟規約

1995年12月23日設定
(2016.2.28改訂版)

第1章 総則

第1条 当連盟の名称は「浜松市武術太極拳連盟」という。また事務局を浜松市に置く。

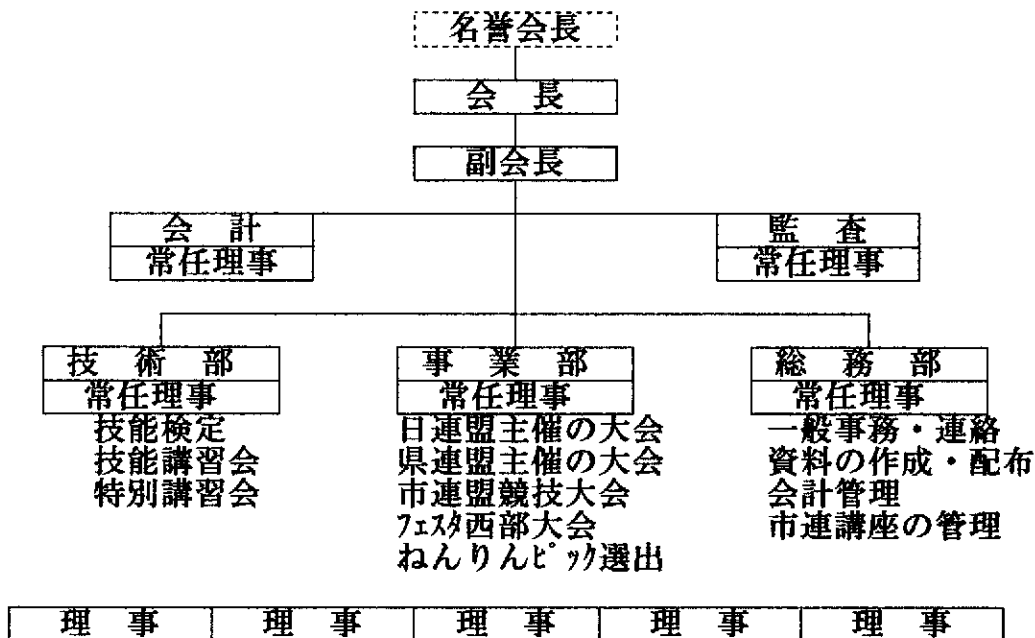
第2章 目的

第2条 当連盟は、広く一般に武術太極拳を普及させ、各種の武術太極拳競技大会への参加、交流、及び健康増進と体力の向上並びに相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 組織

第3条 当連盟は、浜松市及びその周辺の武術太極拳の愛好者で、第2章の趣旨に賛同する団体（同好会、教室、講座、グループ等を言う）及び個人会員で組織する。

第4条 当連盟の組織図は下図の通りとする。



第5条 会長は連盟の業務を統括し、連盟を代表する。また、副会長は会長を補佐し、必要によってその職務を代行する。

第6条 事務局は総務部で担当し、連盟の一般事務及び連絡等を実施する。

第7条 役員（会長を含む常任理事）の主要業務は次の通りとする。

- | | |
|------------|---------------|
| 1 規約：改正 | 3 会計：収支・決算 |
| 2 事業：計画・実行 | 4 その他：重要事項の処理 |

第4章 役員・理事の選出

第8条 1 各団体は当該団体を代表する理事1名を選出し連盟に届け出る。
2 会員20人以上の団体は希望により2名の選出が出来る。年会費は2団体分を納付するものとする、ただし代表権（選挙権）は団体1名とする。
3 個人会員は代表権を持たないものとする。

第9条 1 会長は理事会（総会）の選挙により選出する。
2 常任理事は別途理事会の選挙により選出する。
3 会長は常任理事の中から副会長、会計、監査を指名する。他の各部担当は常任理事の互選による。

第10条 1 役員（会長を含む常任理事）の任期は2年、定員は15名とする。また再任は妨げない。
2 連盟加入団体の増減により定数の変更を検討する。
3 欠員、増員により選任された常任理事の任期は前任者又は現任者の残存期間とする。

第5章 賞 罰

- 第11条 連盟に対し著しく貢献した個人及び団体に対し常任理事会に提案し1/2以上の賛成により褒賞する。
- 第12条 連盟の名誉及び規約に著しく反した団体又は会員に対し常任理事会で審議し理事会に提案の後、理事の2/3以上の賛成により除名することができる。

第6章 慶 弔

- 第13条 連盟理事以上の役員等に対する慶弔金を次の通り定める。
ただし返礼はしないものとする。

名 目	摘 要	常任理事	理 事
功 勞 金	体協功勞賞受賞者	10,000円	
香 典	本人の死去	10,000円	5,000円
香 典	配偶者の死去	10,000円	5,000円
傷病見舞金	入院7日以上	10,000円	5,000円
災害見舞金	家屋半壊以上	30,000円	10,000円

第7章 会計・登録・報酬

- 第14条 当連盟の経費は、次の収入をもってあてる。
- | | |
|------|-------|
| 1 会費 | 3 助成金 |
| 2 寄付 | 4 その他 |
- 第15条
- 1 当連盟に登録する各団体及び個人会員は連盟会費を納付する。
 - 2 会費は1団体年千円及びその団体構成会員1人につき年7百円、個人会員年5千円とし、登録申請時に名簿を添付して納付する。
 - 3 登録は前期4月1日付（受付期間4月1日～30日）、後期10月1日付（受付期間10月1日～31日）の2回とし、途中登録は認めない。後期入会も年会費同額とする。
 - 4 日本連盟・県連盟主催の全ての事業（技能検定、各種大会等）に参加することができる。
- 第16条
- 1 常任理事及び監査に対しては報酬を支給することが出来る。
 - 2 理事は基本的に無報酬とする。
 - 3 その他、連盟業務の運営に顕著な功績が有った者に対して考慮する。
 - 4 報酬額は毎年度末の常任理事会において、当該年度の業務に対する貢献度に応じたものを決定する。
- 第17条 会計担当者は年1回定期に又は必要に応じて理事会を開催し、会計状況を報告する。その際、監査担当者は会計状況を監査する。
- 第18条 連盟会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第8章 シンボルマーク

- 第19条 当連盟のシンボルマークは太極八卦陰陽図とする。



改訂記録

制 定	1995年12月23日	改訂IV	2008年 8月17日
改訂I	1998年 5月24日	改訂V	2013年 4月28日
改訂II	2006年 8月20日	改訂VI	2015年 4月26日
改訂III	2008年 4月 1日	改訂VII	2016年 2月28日